

平成 18 年 5 月 18 日
文 部 科 学 省

「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」(平成 17 年 12 月)
を受けた主な対応について

学校選択制

「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」を作成し、3 月末に都道府県教育委員会を通じて、全国すべての市町村教育委員会に発送。

事例の他に、制度の基礎知識やこれまでの学校選択制等に関する提言、導入状況がわかる調査結果も掲載。

あわせて、本事例集の中で、

- ・学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を各教育委員会に対して求める点、
- ・また、就学すべき学校を指定した後の「変更の申立」について、就学通知の際に、「変更の申立」ができる旨を記載するように省令を改正することや、
- ・いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める旨

を明記。

3 月末に、就学すべき学校を指定した後の「変更の申立」について、就学通知の際に、「変更の申立」ができる旨を記載するように省令（学校教育法施行規則）を改正。

あわせて、当該省令改正に係る施行通知において、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める旨を記載。

さらに、当該通知の中で、学年の途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、市町村の教育委員会は、相当と認めるときは、就学校の変更を適切に行うよう、市町村の教育委員会に求めた。

教員免許・採用

3月末に、教員採用等に係る運用上の工夫及び留意点について都道府県教育委員会等に通知。

都道府県知事部局を通じて私立学校にも周知。

特別免許状の活用等に関する取組方法、任期付き採用制度の活用等についても記載。

教員評価・学校評価等

3月末に、教員評価等にかかる運用上の工夫及び留意点について都道府県教育委員会等に通知。

児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度等の確立、条件付採用期間の厳格な制度運用等について記載。

3月末に、「学校評価ガイドライン」を作成し、全国全ての都道府県教育委員会等に通知。

児童生徒、保護者等から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価を含む児童生徒、保護者等に対する幅広い観点からのアンケート結果の活用について記載。

意見や要望、アンケート結果などの具体の情報・資料を含めて教育委員会へ提出することについても記載。

各学校が提供すべき情報例についても、ガイドラインに記載。